

吉川市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

中曽根跨線橋アプローチ橋補修工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については吉川市建設工事請負事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年吉川市告示第219号）の規定によるものとする。

令和8年4月6日

吉川市長 中原恵人



1 入札対象工事	
(1) 工事名	中曽根跨線橋アプローチ橋補修工事
(2) 工事場所	吉川市大字高久地内
(3) 工事期間	契約締結日から 令和9年3月31日まで
(4) 予定価格	入札執行後に公表する。
(5) 工事概要	橋梁補修に係る工事一式 塗装塗替工、高力ボルト取替工、ひび割れ補修工、断面修復工、沓座モルタル打替工、排水管取替工、伸縮装置取替工、防護柵取替工、仮設工（吊足場ほか）
(6) 業種名	業種名 土木工事業
2 落札者の決定方法	本件入札は、吉川市建設工事請負事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年吉川市告示第219号）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているかどうかの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。 (4) 落札候補者が審査の結果、不適格と認められたときは、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。
3 入札手続の方法	本件入札は、吉川市建設工事等電子入札運用基準（平成29年9月8日市長決裁）に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、資料等の提出方法に別途定めがある場合は、当該方法による。

4 設計図書等	設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和8年4月6日（月） 12時00分から 令和8年4月21日（火） 17時00分まで
	入札参加を希望する者は、上に示す期間内に「ダイレクト入札参加申込書兼資本又は人的関係確認書.docx」（以下「確認書」という。）を提出すること。
6 設計図書等に関する質問	令和8年4月6日（月） 12時00分から 令和8年4月21日（火） 16時00分まで
	設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問を電子入札システムにより提出すること。 システムによる質問の題名及び説明要求内容の欄には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 添付資料は、発注者から提供した様式を使用して作成すること。
7 質問に対する回答	令和8年4月27日（月） 16時00分
	質問に対する回答は、上に示す日時までに電子入札システムに掲載する。 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。
8 入札書の提出期間	令和8年5月8日（金） 9時00分から 令和8年5月11日（月） 16時00分まで
	入札書の提出期間に有効な吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。
9 開札日時	令和8年5月12日（火） 9時30分
10 資格審査書類提出期限	令和8年5月14日（木） 17時00分まで
11 入札に参加できる者の形態	単体企業又は2者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。特定企業体の代表構成員以外の構成員にあっては、吉川市内に契約締結の権限を有する者を置く本店、支店、営業所等を有し、出資比率が30パーセント以上であること。単体の場合にあっては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。 また、以下の形態をとることはできない。 （1）本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること （2）経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員になること
12 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	土木工事業

	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記「（1）建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。			
(3) 所在地	本店、支店、営業所等		越谷県土整備事務所管内及びさいたま県土整備事務所管内	
	契約締結の権限を有する者を置く本店、支店、営業所等が上に示す所在地にあること。 特定企業体の代表構成員以外の構成員にあっては吉川市内い契約締結の権限を有する者を置く本店、支店、営業所等を有するものであること。			
(4) 格付	業種	土木工事業	格付	A級
(5) 施工実績	なし。			
(6) 配置予定の技術者	経験	なし。		
	ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。 イ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、確認書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。 ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。 エ 吉川市建設工事現場代理人取扱要綱（平成29年吉川市告示第112号）第2条第3項又は吉川市建設工事における技術者の専任に係る取扱要綱（平成29年吉川市告示第111号）に規定する要件に該当する場合を除き、現在、他の工事に現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載することはできない。 オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。			
(7) 現場代理人	なし。			
(8) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号）第3条の規定により吉川市の一般競争入札に参加させないものとされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開			

	始決定を受けている者を除く。 エ 本工事の公告日から入札書提出締切日までの期間に、吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。 オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）に規定する指名除外の措置を受けていない者であること。 キ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
1 3 最低制限価格	吉川市建設工事請負契約に係る最低制限価格制度により設定する。（事後公表）
1 4 入札保証金	免除する。
1 5 契約保証金	(1) 落札者は、契約金額の100分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の契約保証金を納付しなければならないこと。 (2) 上記のほか、契約保証金については、吉川市契約規則第33条から第35条までに規定するところによること。
1 6 支払条件	(2) の中間前金払と (3) の部分払は、選択制とする。
(1) 前金払	あり。前金払の額は請負金額の100分の40以内で、1万円未満の端数は切り捨てるものとし、6,000万円を限度とする。
(2) 中間前金払	あり。中間前金払の額は、請負金額の100分の20以内で、1万円未満の端数は切り捨てるものとし、3,000万円を限度とする。
(3) 部分払	あり。部分払の額は請負金額の100分の20以内で、1万円未満の端数は切り捨てるものとし、3,000万円を限度とする。
1 7 現場説明会	開催しない。
1 8 契約の時期	電子入札終了後、参加資格の審査を実施し、落札者決定後、1週間以内に仮契約を締結するものとする。 仮契約は、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する市議会の議決を得るまでのものとし、市議会の議決を得たときから本契約として効力を有する。なお、仮契約が市議会で否決されたときは無効とし、吉川市は一切の責任を負わない。
1 9 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	吉川市建設工事等電子入札運用基準によるものとする。
(6) 独占禁止法その他関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行ってはならない。
(7) 電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。
(8) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札 エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 カ 談合その他不正行為があったと認められる入札 キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ケ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札 (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの コ その他公告に示す事項に違反した者がした入札

2 0 その他	(1) 吉川市建設工事等入札参加者心得を熟知の上、入札に参加すること。 (2) 提出された一般競争入札参加資格等確認資料は返却しない。 (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、入札参加資格不適格通知書を受けた日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、苦情申出書（様式第9号）を持参又は郵送することにより説明を求めることができる。 (5) 入札参加者は、(4)に定めるとき以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
2 1 この公告に関する 問い合わせ先	(1) 入札及び契約に関すること。 総務部 財政課 管財担当 電話 048-982-5966 (2) 工事内容に関すること。 都市建設部 道路課 工務担当 電話 048-982-9814